

列記  
一

作廢。特下秋令相准，宜處各位益々御陞。蓋大賀二事，有二候。殊者，未足十月十四日，小吉地。按之臨時總會開會社，間萬障不差擇，上吉。

昭和四年九月二十日

卷之三

一、会社解散三千人以下

其後惟讀書而已

東京専修大学工業科森林会社社長木山重次郎即座付上相談

而當日御出席之樂場，令人別紙委員狀，（徒掉印）上繕之。門

人代者  
以之代理人卜定之尤，行為委任人

東京當矢士工業解散一件 其他復議並決議三千又九十九

昭和四年四月

卷之三

卷之三

東京當矢工業船廠  
其他自製

42

別記(2)  
前便書報文中上假其後飛葉聞ハ勿傷日本部ヨリ相模ヲ水メ益々暴滅リ且  
ハレ会社ニ對し又正義社員及善良職工ニ對し迫害日々暮リ莫ニ付極力シガ無様ニ  
努力致シテ、アル及到處終局ハ猶計つゝ終競争セリカ益々株主各位、御損害ヲ甚  
ムルコト、有業ニ付重役懇議ヲ致シシガ付運シ謂し、有之ニモ結局コ一際漸  
的ニ会社解散リナシ株主諸君ノ御損害ヲ避カニシマント重役間ニ殊議致シ莫ニ付  
ニ一除惡財林主慈会開値致慶御多忙中恐縮ノ至リニ存レア、共会社、死活問題ニ  
付方障大操作セ、上所少席御懇議ヒ不度此段貢意シ得度候

卷之三

(第二回)

別記三  
親愛なる町民諸君に訴ふ  
(第二回報)  
第一回報で申上げまつた様に私共當り矢の会社の後輩は安い賃報で働き居  
られたる最近に至りまして四四歳も僅能の体下りをやられ六人とも一人もの一族  
が食へてやうがれない様な状態に追いやられておりて首尾すらとが工場を出ぬとか  
云つて私共の不満を益々高めの様に仕向けて來たのです 私共は現在四十日位の  
月収は十五円も二十円との水道を払つて残りの二十日位で多くの家庭と食つて  
行かれないのですので日給を五分未だも薄汚くも下さないと業績したのが始まりな  
のです されば私共は会社の社長内田、事務官市川の兩氏の恩公の木にはまつた